

足田教諭分限免職取消訴訟ニュ - ス No.16 2010/1/25

第 14 回審理(2009 年 10 月 28 日)報告

第 14 回審理後の報告会の様子

さらに広がる支援のうねり

愛知教職員労働組合協議会が組織として支援を決定

○次回 第 15 回 審理(最終弁論) 2010 年 1 月 27 日(水) 527 号法定

午後 1 時 15 分~ 原告 足田教諭が 15 分の最終陳述を行います。

公判のあと、報告会を予定しています。会場は当日、審理終了後、ご案内いたします。

こちらも是非、ご参加ください。



第 14 回審理報告(2009 年 10 月 28 日)(527 号法定)

午前 10 時~午後 2 時 40 分

午前 10 時~11 時半(主尋問)、

午前 11 時半~12 時、午後 1 時 40 分~2 時 40 分(反対尋問)

原告、足田教諭の証人尋問 あふれる傍聴席

第 14 回審理は、2009 年 10 月 28 日(水) 午前 10 時から 527 号法定で行われました。

午前 10 時から約 1 時間半の主尋問、その後 30 分の反対尋問のあと、休憩を挟んで、午後 1 時 40 分から 1 時間の反対尋問が続きました。

たくさんの方が傍聴くださり、午前の審理では、法定に入ることができず、廊下で待ちながら、途中退室の方と交代してやっと法廷に入ることができた方や、諦めて別のところで待っていた方などもいらっしゃいました。

ありがとうございました。

長時間にわたる尋問に誠実に対応した原告

はじめに原告弁護士による主尋問が 1 時間半ほど行われました。

いわゆる「私物」問題について、自動車通勤問題についても、すべて教育活動のために必要であったこと、それにも関わらず理不尽な職務命令がだされたこと、さらにはその理不尽な職務命令に従ったことについても、被告側は、不思議な解釈をして、職務命令違反と主張していることが丁寧に明らかにされました。「体罰」問題では、後から問題にされた一つの事件につきは、聞き取り調査の記録や校長の証言にひどい虚偽があること、さらに、はじめにマスコミにとりあげられた事件については、それよりも 4 ヶ月前に起こった事件で、その事件後すぐ、足田教諭は本人と保護者に謝罪し、和解していたにもかかわらず、校長・教頭による恣意的な取り上げ方により、足田教諭は精神的に追い込まれ、保護者も巻き込まれて、足田教諭と保護者との間の関係が、かえって悪化させられてしまったことも、校長自身の当時の発言等を確認して、明らかにされました。

また、被告側が陳述書などをそろえて後から出してきた、前任校での事件についても、それらの陳述書に虚偽や誇大に歪曲した表現があることが明らかにされました。

反対尋問は昼休み前の 30 分ほどと、昼休み後、午後 1 時 40 分から 1 時間ほど行われ、そのあと、裁判官、原告側弁護士による再尋問が続き、審理は 3 時前に終了しました。

反対尋問では、被告側弁護士が、足田教諭が、陳述書や午前中の答弁の中で十分表現できなかった言葉尻をとらえ、脅したり、かまをかけるような質問を立て続けにし、またしても、足田教諭が「乱暴な教員」であったとか、「嘘つきだ」という印象をアピ - ルしてきました。

被告側は今回も直前に、しかも審理の当日、開始前の直前に、5 月の証人尋問に立った、前任

校の当時の井戸川教頭の再度の陳述書と、学校日誌のコピー、雑誌『文芸春秋』の表紙のコピー（それも図書館所蔵のもの）を裁判所に提出してきました。そして簡単に論破されてしまうような瑣末なこと（その雑誌はもし正田教諭が所持していたとしても、十分教材としてとらえられること、たった二日休んだことと、ほとんど休んでいないということと、何も大差ないこと - つまりたった二日休んだことが、教頭が正田教諭に事前に用件を伝える妨げにはなにもならないこと）を、鬼の首をとったかのようにして、「教材なわけがない」と勝手な解釈を前提に意気込んだり、あるいは「休んでいない」と嘘の陳述を書いただろうと、揚げ足取りの論陣を張ったりしてきました。

乱暴な行為については、正田教諭自身が反省し、認めている内容と、被告側が過大に表現している内容とは大きく隔たりがあります。被告側の陳述書では、正田教諭の行為について、あまりにも酷い脚色がなされ、虚偽まがいの表現が多用されているのです。

正田教諭は、被告側弁護士の、脅すような、また派手なパフォーマンスの尋問に、よく耐え、誠実に受け答えをしていました。

中学校という、思春期の子どもたちと格闘する教育現場での微妙なやりとりを正確に伝えることはとてもむずかしいことです。そこでの真実を理解することは簡単ではなく、深く考えないと、うっかりと、大事なやりとりを見落してしまいます。まして真実を知ろうとせず、雑で、表面的な、紋切り型の判断を振りかざす被告側弁護士の尋問は、誠実に答えようとする原告を翻弄するものでした。

正田教諭がその陳述書で、井戸川教頭の陳述内容に事実ではないことが書いてあることを指摘したことについて、また、はじめの「体罰」事件で、生徒の保護者であり、今、公立中学校の校長をしているその方の陳述にも事実ではないことが書かれていることを指摘したことについて、被告側弁護士は、何度となく、「あなたは、校長先生や教頭先生がうそをつくというのですか」と正田教諭に尋問しました。

傍聴していたみなさんから、思わずどよどよとため息が聞こえてきました。みなさん、全く、あきれていた様子で、休憩時間にも、ひどい認識だとの発言が飛び交いました。

つまり、被告側は、校長や教頭はその肩書きからして、嘘をつくはずがないだろう、そういう肩書きをもつ「上司」に対して、あなたは嘘つきだということか、そう言わんばかりの問いかけだったからです。

正田教諭は自分が「嘘つき」と脚色されていることで大きく傷つけられていることをよく感じていますから、不正確な答弁はしませんでした。その方たちが事実ではないことを言っていることは確かです。しかし、その人が「嘘つき」、嘘をつく「性格」かどうかは分からない。もしかしたら、嘘をつく「性格」、根っからの嘘つきではないけれど、嘘をつくように追い込まれたのかもしれない。いずれにせよ、嘘をつく性格かどうかはここでは問題ではない。問題なのは、その人たちが事実ではないことを書いていること、事実とははるかにかけ離れた印象あたえる誇大な表現をしていることです。よくもこんな酷い嘘をつけるものかと思うことをちりばめているのです。そのことは確かです。

もしあえていうなら、そういう、社会的に重い責任を負っている立場の方たちが、どういう理由からなのか、とにかく実際に嘘をついているのです。むしろその責任こそ、大きく問われるべきでしょう。

次回の第15回審理は1月27日（水）午後1時15分から第527号法定で行われます。

原告・被告双方から最終の準備書面が提出される最終弁論となります。

また原告、正田教諭が15分ほど、法定で、口頭で最終陳述を行います。

みなさん、是非また傍聴にいらしてください。

そして正田教諭を応援してください。

第14回審理後の報告会

今回の審理は昼休みを挟んでのものだったので、午前の審理が終わったあと、一端、傍聴してくださったみなさんの間で、午前の審理についての簡単な意見交換、また弁護団からの情報提供をおこないました。

そこでは、疋田教諭が、午前の最後の方で始まった反対尋問の中で、被告側弁護士のいやらしい尋問によく、冷静に答えたこと、疋田教諭の弁論の中で、教育現場の実情が少し表現できたことなどが話題となりました。

そのあと、午後の審理の終了後、場所を変え、午後3時ごろから、正式な報告会を弁護士会館5階 509号室で行いました。

ここには、傍聴できなかった方数名も含め、22名の方がご参加くださいました。

はじめに福島弁護士が第15回審理全体についてその解説をされ、その日、審理直前に証拠書類が追加申請されたこと、全体として、疋田教諭が頑張って答弁したことなどのコメントをされました。そのあと全員で第15回審理について、自由に感想を述べあいました。

「体罰」の定義、「強い指導」との関係、被告側弁護士がしきりと強調しようとした、疋田教諭の乱暴な行為などが、さまざまな視覚から問題となりました。また、ご自身の体験を涙ながらに語る方、疋田教諭の答弁の歯切れの悪さの問題、他方で歯切れが悪かったのはむしろ、教育実践の難しさを誠実に認識していたからではないかという理解、その他、多様な見方が出されたり、参加者ご自身が関わっている裁判なども紹介されたりしました。以下、その一端をご紹介します。

- ・ やはり「乱暴」な行為だったのではないか。しかし、「懲戒」から「分限」に切り換えたのはなぜか。そこにが不可解。
- ・ 「いじめ」に対して「強い指導」は必要だが「体罰はいけない」という矛盾した文書が文科省からだされていて、そのこと自体、問題なのだ。
- ・ 疋田教諭は、自分を守るためにした行為があったことを、もっとはっきり答弁してもよかつたのではないか。
- ・ 被告側弁護士は何とかして疋田教諭が「嘘」をついていると言質をとろうとしている感じで、印象が悪かった。
- ・ 疋田教諭にも、他の方たちにも、体罰によって子どもの心がどんなに傷つくか、もっともっとわかってほしい。
- ・ 自分は大荒れの定時制高校で、生徒たちと真正面から向き合った。絶対に手は出さなかった。そういう必死の覚悟だった。そのことは伝えたい。しかし、疋田教諭の誠実さは分かる。何とか支援したい。組合はこの問題にきちんと向き合い、支援すべきだ。放置しておいていい事件ではない。
- ・ 自分は3月まで中学校の教諭だった。今回はじめて傍聴したが、「体罰」のことが絡んで、この事件が分かりにくい。しかし、要するに「体罰」問題が起きる前から、もともと解雇しようという意図で、疋田教諭への人格攻撃が行われたのではないかという印象を受けた。
- ・ 自分は私立大学の教員をしていたが、疋田教諭と同じように、あることないことを理不尽な解釈をつけて20以上の事柄を並べたてられ、それを理由に不当に解雇された。今、裁判で戦っている。
- ・ 何が何でも真実をゆがめようとしていて、被告側の弁護士はすごいなあと思ってしまった。
- ・ 中学校の生徒を指導するということの大変さがよく分かるから、問題とされている疋田教諭さまざまな行為もその独特の文脈のなかで見ないと、その意味は正確にわからないと思う。
- ・ 被告側弁護士は問題の本質に触れないように、尋問していたように思えた。
- ・ 疋田教諭の答弁に、はじめ、歯切れの悪さを感じた。なぜ、もう絶対「体罰」はしないと、

強調して述べなかったのかと。しかし、みなさんのお話をお聞きすることで、やはり疋田教諭はむしろ、誠実に答えたのだともいえると思えてきた。そう簡単に子どもに「体罰」をしないと宣言しきれない。決意は固くても、つい、こらっと、やってしまうこと、生徒を前に、そんなふうになりかねないこと、そういうことを直視して、なお、「体罰」をしない教育実践を追及するためには、大きな声でやすやすと宣言することの方が、空々しいと言う思いがあったのではないかと、そんな風にも受けとめた。

- ・ 被告側は「職務命令」違反ということを強調しているけれど、要するに、その「職務命令」そのものが問題をもっているということを問わなければならない。そうでなければ、子どもを追い込むような「職務命令」でも、「職務命令」なら、どんなものでも従わなければならないというように、教育の本来のあり方を侵害する事態を招きかねないからだ。

さらに広がる支援のうねり

三河教職員労働組合（三河教労）に続き、愛知教職員労働組合協議会（愛教労）が、先月 2009 年 11 月 6 日に、が正式に決議してくださいました。またたくさんの署名も集めてくださり、「疋田教諭分限免職取消訴訟支援の会」を支援する会の会員もどんどん増えているとのこと。このような不当な免職処分は許せない、教育の破壊である、というきちんとした理解の輪を広げてくださっています。「体罰」をなくすためにも、このような不当な免職処分を許してはいけないのだという理解も広がっています。

学校で、子どもたち・生徒たちと真摯に向き合い、誠実に教育実践に取り組んでいらっしゃる方々の中に、疋田教諭の格闘への理解と、そのような努力を踏みにじる「分限免職処分」への怒りの輪が広がってきているといえます。

第 15 回審理を是非、傍聴してください。

次回第 15 回審理は最終答弁です。2010 年 1 月 27 日(水) 午後 1 時 15 分から

東京地方裁判所 第 527 号法定で行われます。

疋田教諭が 15 分の最終陳述を行います。

是非、傍聴をお願いします。

審理後に報告会も行う予定です。会場は当日、審理後にお伝えします。

こちらにもどうぞご参加ください。

「ジョニ-」グッズの紹介 DVD 支援者の方が疋田教諭の教



育実践のビデオ（一部をまとめたもの）を DVD に焼いて、複製してくださいました。ご希望の方はご連絡ください。エイズ教育の実践、性教育の実践、また理科で生徒たちが取り組んでいるマジックなど、興味深い、また感動的な内容が上手くまとめ

られています。 **ジョニ-T シャツ** 支援者の方のアイデアをもとに、事務局と支援者の方 3 人で、2009 年 3 月につくりました。3 月 28 日の反貧困フェスタで疋田教諭がお二人の支援者の方といっしょに宣伝活動し



たとき、海外の方が気に入って二着も求めていってくださったそうです。

ブックマ-ク(しおり) 昨年 12 月、小平教員文化研究会のメンバ-が「ジョニ-を学校に返せ!!!」のブックマ-クの増刷にとりくみました。写真は当初のもので、12 月版は使いやすさを考えて紐なしにしたそうです。みなさまのところで作って、使っていただけるようであれば、版下はいつでもファイルでお送りします。裁判チラシの配布、署名集めなどのときに、ご活用ください。

このほか、「性教育パンフ」抜粋版もあります。



署名も継続して集めています。署名集めによって支援の輪を広げることの重要性、そして裁判官へのアピ-ルの必要性は、継続しています。なお、三河教労の方が、趣旨文を変えずに 5 人用のコンパクトな署名用紙を作ってくださいました。ホ-ムペ-ジにアップしました。こちらの方が使いやすいかもしれませんので、ご活用ください。 **カンパ**

も送金等も歓迎です。あまりお金をかけない運動を心がけていますが、今後の運動に生かさせていただきたくです(郵便振込口座・ゆうちょ銀行口座システムの変更で、「ジョニ-の会」の郵便振込口座に、他の金融機関から振込できるようになりました。口座番号は末尾参照)。

裁判官に公正な裁判、処分の不当性等を訴える「**陳述**」も、この裁判の重要性、処分の不当性を世の中に広く訴えるメッセ-ジ(匿名でかまいませんが、ホ-ムペ-ジ等に掲載可能だとありがたいです)も続けて募集中です。

編集後記

最終弁論となる第 15 回審理前のニュ-スも直前発行になってしまい、申し訳ありません。

大阪で、岡山で、不当な分限免職処分に対し、これを過ちとする、正当な判決が続いています。

みなさんの力が支えとなります。

さらに勢いをつけるためにも、是非、多くの方の傍聴をお願いします。

また、みなさんが関わられている団体、組織、グル-プで、「正田教諭分限免職取消訴訟」で原告を支援するという意志表示をしていただけないでしょうか。そしてそのメッセ-ジをこちらにお送りいただけないでしょうか。ホ-ムペ-ジ等で紹介させていただきます。

そのような決議、メッセ-ジが本当に力となります。

どうぞよろしくをお願いします。

今後ともよろしくご支援をお願いいたします。

正田教諭分限免職取消訴訟支援の会(ジョニ-の会) 事務局 荒井容子

事務局 eメ-ル yfe12833@nifty.co

ホームページ <http://homepage3.nifty.com/bungenmenshoku/index.html>

郵便振替口座名 正田教諭分限免職取消訴訟支援の会 別名 ジョニ-の会
口座番号 00110-0-595335

他の金融機関から送金する場合

金融コ-ド 9900 店番 019 店名 〇一九店(セ'ロイチキウ店)

預金種目 当座 口座番号 0595335

カナ氏名(受取人名) ヒキダ'キヨウユ'ンゲ'ンメンシヨクトリケシソシヨウシエン

ジョニ-の会の支援ホ-ムペ-ジ 支援者の方による支援ホ-ムペ-ジは

<http://www.geocities.jp/coolunglasse/hiki/channel-top.html>

リンクを貼ってくださっているレイバ-ネットのホ-ムペ-ジは

<http://www.labornetjp.org/>